

**「新・宮城の将来ビジョン（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方**

令和2年10月30日

宮城県では、「新・宮城の将来ビジョン（中間案）」について、令和2年7月17日から令和2年8月17日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、34の個人及び団体等から合計126件の貴重な御意見・御提言をいただき、「新・宮城の将来ビジョン（案）」策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

いただきました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
1	1	第1節	「これまでの『宮城の将来ビジョン』『宮城県震災復興計画』『宮城県地方創生総合戦略』に掲げる理念を継承し」とあるが、「継承」するのではなく、それら計画等の誤りを反省し、「抜本的に見直し」してほしい。	新・宮城の将来ビジョンの策定に当たりましては、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の取組検証を全庁的な会議や有識者による会議等で議論し、これら検証結果を踏まえて進めてまいりましたので、御理解願います。
2	1	第1節	「自助・共助・公助」を施策の基本理念としているために、県の施策でありながら、県の責任が不明確になっている。また各施策の依拠する法律や県条例との関係や根拠が示されていないため、県がやってもやらなくても許されることを前提としている。責任のある基本計画を期待する。	新・宮城の将来ビジョンは、今後10年間の本県における県政運営の指針として策定するものです。理念に富県躍進を掲げ、県民一人ひとりが、安全で恵み豊かな県土の中で、幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城を目指してまいります。
3	1	第4節	【県民との関係性について】 P.2 第4節 質問：この文章の主語が明記されていないが、「宮城県は」なのか。 提案：宮城県が連携の相手とされるのは「他の主体」なので、「宮城県は、NPOや企業など多様な主体との連携を促進していきます。」と変更いただくと、憲法や復興計画に反しないかと思われる。また、「次の10年を担う県民のために、宮城県が何をサポート出来るか」という視点で全編を通じて記載いただければ、より良い県に生まれ変わるかを感じる。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「世界の目標であるSDGsの達成につながっている認識を深め、「参画型」の特徴を生かして、あらゆる主体の参画、連携・協働を促進していきます。」
4	1	第4節	「SDGsの達成」を掲げたことは正しいが、実際の施策は、SDGsに相反するものもある。宮城県は、東日本大震災で、被災者生活支援金の支給対象とならない半壊や一部損壊だった被災者に対する県独自の支援制度の創設を行わなかったり、医療費窓口負担免除でも県は独自支援の継続にリーダーシップを発揮しようとはしなかった。「誰一人取り残さない」というスローガンは、何一つ中身がない。「SDGsの達成」を掲げるなら、施策もその達成に貢献するものにしてほしい。	SDGsの「持続可能性」の追求は、人口減少や地域産業・社会の衰退といった今後本県が直面する諸課題を解決する上で重要な要素であることから、SDGsの考え方を新・宮城の将来ビジョンの理念や施策に取り入れており、本ビジョンの18の取組の方向性等との整合を図り、全庁一丸となって推進してまいります。
5	1 ほか	第4節 ほか	今回のビジョンにはSDGsの概念を取り入れ、34頁にはウェディングケーキモデルまで表記しそれが「富県躍進」につながるような表現になっている。せっかくSDGsの概念を取り入れるのであれば、17項目について県政の過去を評価しその欠落を改善する方向を示すなど、「誰一人取り残さない持続可能な宮城」が、被災者にも見えるような打ち出しをしてほしい。SDGsアンケートによれば、気候変動、健康、福祉、公正、貧困などへの要望が多い。是非、県民にアンケート調査を実施してほしい。	SDGsの「持続可能性」の追求は、人口減少や地域産業・社会の衰退といった今後本県が直面する諸課題を解決する上で重要な要素であることから、SDGsの考え方を新・宮城の将来ビジョンの理念や施策に取り入れており、本ビジョンの18の取組の方向性等との整合を図り、全庁一丸となって推進してまいります。 なお、本ビジョンの策定に当たりましては、広く県民の考えをお聞きするため、令和元年度県民意識調査において「暮らしの満足度と宮城の将来像」を調査したほか、若者WEBアンケートにより、本県在住又は出身の若者が本県に住み続けたいと考える要素を調査し、得られた多くの意見を取り入れたものとしております。
6	1	第5節	「行政評価システムにより事業の有効性や効率性などを検証しながら推進していきます。」の記載について、「検証した結果を広く県民に伝えます。そして、さらなる推進のための方策を県民と共に対話し検討する場をつくります。」と修正してほしい。	行政評価システムにつきましては、県の評価原案への県民の皆様からのパブリックコメントを実施するとともに、有識者による審議を経て結果を公表しております。
7	2	第1節1	第3章で掲げる「多様な主体との連携による活力ある未来を目指して」とのスローガンに賛成である。多様な価値を認め合う中から、新しい価値や創造が起これ、活力や持続可能なシステムができると思っている。一方で、日常生活の中で、既存のシステムに捕らわれ、イノベーションが起きにくい現状、もしくは変えなくてもいいとの考えもある。その上で、第2章第1節1の文中に「多様化する社会ニーズに柔軟に対応する必要」とあるが、なぜ多様な主体と連携する必要があるのか、SDGsの参画型で行く必要があるのか、を強調してほしい。また、多様な主体と連携することが有効である考え方を示してほしい。	御意見のとおり、多様な主体との連携により新しい価値の創造や持続可能な地域づくりを進め、県民一人ひとりが「生まれてよかった、育ててよかった、住んでよかった」と思える宮城を創り出してまいりたいと考えております。第1章第4節にも記載のとおり、SDGsの「参画型」の特徴を生かしながら、多様な主体の参画、連携・協働を促進してまいります。
8	2	第1節1	今後重視すべき課題として、①子育て環境や②学校教育問題を抽出しているが、なぜそうなったかの当県の施策に対する総括に欠けるため、施策が曖昧である。	新・宮城の将来ビジョンの策定に当たりましては、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の取組検証を全庁的な会議や有識者による会議等で議論し、これら検証結果を踏まえて進めてまいりましたので、御理解願います。 なお、検証結果の詳細につきましては、別冊でとりまとめており、県ホームページ（第4回総合計画審議会）に公開しております。
9	2	第1節2	甚大な被害を与えた東日本大震災からの復興過程で得られた経験や教訓をどのように後世に継承し、今後、国内で発生するであろう大規模災害に対する減災や復興に活かしていくことは被災地の責務である。本県では、「ただ単に元に戻せばいいという『復旧』というスタンスではなく、新たな宮城、新たな東北をつくる、そしてこれこそが10年後の日本のモデルだ」というものを目指す」という復興施策をデザインしたが、日本のモデルとなる新たな宮城、新たな東北はつくられたのだろうか。震災復興計画で掲げた五つの基本理念がどう実現されたのかの検証が不可欠である。阪神・淡路大震災後、兵庫県は「復興10年委員会」を設置し、「復興10年総括検証・提言事業」に取り組んだ。宮城県でも大震災の総括検証・提言事業を十分に行うとともに、被災者の生活実態調査を行った上で、新ビジョンを作成すべきである。	宮城県震災復興計画の計画期間満了まで残り1年となる時点（令和2年3月）の進捗状況等を検証し、計画期間後も引き続き取り組む必要がある課題について整理しており、その検証結果を「宮城県震災復興計画」の検証（2011～2019）として、県ホームページに公開しております。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
10	2	第1節2	本ビジョンは、大きな比重を占める宮城県震災復興事業10年の評価の上に作成されるべきものだが、その内容は13行と極端に少なく、「ハード面はほぼ完了し、ソフト面に一部課題を残す」といった一般論に終わり、6頁図表にその成果概要のみを表記している。 宮城県の復興計画とその進捗については、マイナス面も含めて多くの評価があったことは認識していると思うが、震災復興計画の検証を言うのであれば、被災者の実態調査に基づいた分析をきちんと行い、その実態を反映した内容にすべきである。	宮城県震災復興計画の計画期間満了まで残り1年となる時点（令和2年3月）の進捗状況等を検証し、計画期間後も引き続き取り組む必要がある課題について整理しており、その検証結果を「宮城県震災復興計画」の検証（2011～2019）として、県ホームページに公開しております。
11	2 ほか	第1節2 ほか	東日本大震災から10年としての基本的総括が曖昧である上、（新型コロナウイルス感染症に関する）公衆衛生施策の総括をしていないため、説得力に欠ける。	宮城県震災復興計画の計画期間満了まで残り1年となる時点（令和2年3月）の進捗状況等を検証し、計画期間後も引き続き取り組む必要がある課題について整理しており、その検証結果を「宮城県震災復興計画」の検証（2011～2019）として、県ホームページに公開しております。
12	2 ほか	第1節2 ほか	東日本大震災の総括がなされていないために、仙台一極集中の進展に対する問題意識が希薄なため、施策に説得力がない。	本ビジョンでは、本県の人口の状況について整理しており、沿岸市町を中心に人口減少が顕著な一方、仙台都市圏への集中が進んでいるものと認識しております。 また、ビジョン策定前に、計画期間中ではありますが、「宮城県震災復興計画」の検証を行い、本ビジョンの策定に反映しておりますので、御理解願います。
13	2 ほか	第1節2 ほか	第1次産業の復興と将来展望を示さずに、宮城県の将来計画と言えない。	第1次産業におきましては、東日本大震災からの復興に向けて、引き続き、販路・売上の回復や消費拡大を図ることが必要としており、また、担い手の確保・育成や競争力強化などが必要と認識しております。そのため、本ビジョンの取組分野2に「回復途上にある産業・なりわいの下支え」を、取組3に「地域の底力となる農林水産業の国内外への展開」を掲げ、持続的な産業として更に発展できるよう取り組んでまいります。
14	2	第1節3	P.6 重要業績評価指標（KPI） 質問：人口減少化の中、総合計画の指標を見直すべきではないか。 提案：「幸福度」「生活充実感」や宮城県らしさを見出せる指標を導入してはどうか。	御意見を踏まえ、県民の暮らしの満足度を測る指標など、実施計画において検討を進めてまいります。
15	2	第1節3	「宮城県地方創生総合戦略」の4つの基本目標のうち、ビジョンでは、①安定した雇用を創出する②宮城県への移住・定住者の流れをつくる④時代に合った地域づくり、安全・安心な暮らしを守る、は概ね達成していると評価しているが、唯一③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の目標は「取り組みの一層の強化が求められる」としており、戦略的、政策的原因を何ら明らかにせず今後の課題にしている。宮城県の人口減少は2003年以降既に明らかになっていただけに、③がビジョンの柱となっている（政策推進の基本方向2、p4）ことは、ビジョンの致命傷になりかねない。現在の若い世代の実態や要求を調査の上、ビジョンの再提示を要望する。	東日本大震災後の平成27年に策定しました宮城県地方創生総合戦略の4つの基本目標のうち、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」につきましては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための取組の一層の強化が求められるとともに、達成に向けた詳細な要因分析が必要な状況となっているとしており、この地方創生総合戦略の検証を踏まえ、本ビジョンを策定しているところですが、引き続き本県の現状を整理しながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。
16	2	第1節	10余年に及ぶ県知事・県政によって県土格差を広げ、「仙台一極集中」を生み出したことの反省がない。	沿岸市町を中心に人口減少が顕著な一方、仙台都市圏への集中が進んでいるものと認識しております。 これまで、人口減少に歯止めをかけるため、地方創生の取組を推進してまいりましたが、引き続き仙台都市圏と各地域が双方向でそれぞれの機能を高め合う連携型の都市構造を構築してまいりたいと考えております。
17	2	第1節	これまで取り組んできたことの結果が記されているが、取り組まなかったがために問題となっていることもあるのではないかと。現状認識をもっと記載すべきと思う。例えば、小学生の学力は全国でも平均以下であり、いじめやそれによる自殺のニュースもよく見る。こういった現状には、宮城県に移住し子育てしたいと思う人はいないと思う。こうした現状認識の上で、どのように解決していくかの視点が足りない。	これまでの取組の検証につきましては、各分野において実施しており、その結果を踏まえて本ビジョンの検討を進めてまいりました。なお、検証結果の詳細につきましては、別冊でとりまとめ、県ホームページ（第4回総合計画審議会）に公開しております。
18	2	第1節	P.6「企業誘致やものづくり産業の振興等に取り組む、力強い経済基盤の構築を進めました。 県内総生産（名目）約1兆円増加「約8.38兆円（H19）→約9.46兆円（H29）」 質問：震災復興の特需増加を考慮すると「企業誘致やものづくり産業の振興」に拠って実現したかのような記載だと、現実と乖離する可能性はないか。 提案：「力強い経済基盤の構築」という宮城県の底力が増したかのような表現ではなく、P.11の「復興需要が県民所得上昇の要因」という表現と合わせて理解できる語句に修正し、県内総生産等の「成果」について、今後、建設業などに減少の可能性があることを明記してはどうか。	「主な成果」につきましては、簡潔にまとめておりますが、本文中では、御意見のとおりその要因を具体的に記載する構成としております。
19	2	第2節2	少子化社会についての記述を見ると、「晩婚化と未婚化の進行も影響し、本県の合計特殊出生率は低下傾向にあり、2018年では1.30と全国平均の1.42を下回る水準となっています。」（P12）とあり、世界的に見ても「超低出生率」ぎりぎりの状態である。 これらの対策についてこの案では、子どもをまるごと1人の人間としてみるのではなく、労働力、あるいは未来を支える人材としてみているという記述となっているほか、内容は生まれた後の話である。それ以前の、若い世代がなぜ生まれないのか、生めないのかの対策がない。今後の10年間、生まれた子ども達への手厚い支援はもちろんだが、若者が安心して生み育てられる体制が必要である。	当然に子どもを一人の人間としてとらえ、人権を尊重してはおりますが、御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「「子育てしやすい宮城県」へと転換を図り、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするとともに、地域で活躍する人材育成を推進していく必要があります。」 なお、取組6におきまして、子どもを持つことを望む幅広い世代の希望を叶えるための支援、多様なニーズやライフスタイルに応じた切れ目ない支援の充実を対策として掲げておりますので、今後取組を推進してまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
20	2	第2節3	人口減少は確かに大きな社会課題だが、P14にあるような社人研が出した予測を上回る出生率を目指して人口減少を抑制しようという姿勢よりも、人口減少を受け入れて、それに対応できる社会を築こうという姿勢が大切になってくるのではないか。P11(2)各分野における人口減少の影響には、人口減少関連だけでなく、【現状】【人口減少がもたらす影響】と共に、それを補うテクノロジー等イノベーションへの期待と、県として導入を目指すテクノロジーとその効果への期待等を併記し、県が目指す姿勢を明らかにした方が良いと思う。また、人口減少が進めば税収減が深刻となるが、それも受け入れた上で、行政サービスの縮小・取捨選択と、官民協働の重要性（行政が出来なくなったとこを民が自ら行う自治）を明記した方が良いと思う。	【前段】 「県として導入を目指すテクノロジーとその効果への期待等を併記し、県が目指す姿勢を明らかにした方が良い」との御意見に関連し、今後想定される変化のうち、各分野に共通する内容として、技術革新が進み、様々な地域連携が解決されることが期待される旨を記載しております。 【後段】 御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ⑤地方行政の在り方分野 「…更に財政が硬直化するとともに、行政サービスの低下を招くおそれがあります。」
21	2	第2節3	P.14~16 ケース1~4の宮城県の推計人口 質問：社人研推計より「多くなる」ケースしか想定されていないと、現実を無視し、将来世代に負荷を押し付けることになるのではないか？ 提案：P.15,16の各グラフのR2(2020)年人口の上部に(2030,2060と同様に)推計人口を追記し、7月現在の数値(2,294,793人)と比較できるようにする。また、最終案の策定時には、社人研推計ベースとなっている10月の数値に差し替える。また、厳しい現実に合わせて、社人研推計より「下回る」ケースの想定を追加する。	本ケーススタディは結果が公表されている最新の平成27年国勢調査人口及び社人研推計をベースとしておりますが、議論の過程では平成27年以降の統計も整理しており、人口減少の厳しい状況について認識しております。本ビジョンでは、本格化していく人口減少社会においても、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持しながら、持続的な発展を目指していく必要があります。また、今後想定される変化への対応力を維持することが重要としており、そのために人口減少に歯止めをかけるケーススタディを実施しておりますので、御理解願います。
22	2	第2節3	P.17 人口減少社会を前提とした県の在り方 「人口が減少しない」という将来像を描くことは困難である。 質問：人口減少の客観的な数値や若者の閉塞感から目をそむけていないか。 提案：「これまでの人口増加世代の常識が全く通用しなくなる、人口減少社会が到来する。県民一人ひとりが幸福を実感できる地域となるよう、全力でサポートします」のような、パラダイムシフトを求める記述への修正が求められるのではないか。	「本格化していく人口減少社会においても、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持しながら、持続的な発展を目指していく必要がある」旨を「人口減少社会を前提とした県の在り方」として記載しており、今後も、県民の皆様へ寄り添った取組を推進してまいります。
23	2	第2節3	2040年、2060年の目標が掲げられるいるが、本ビジョンが満了となる2030年の目標値が掲げられていると、より具体的で価値のあるビジョンになるのではないか。	目標値につきましては、別途策定する実施計画に掲げることとしておりますので、今後検討を進めてまいります。
24	2	第2節	少子化対策は、「産む」ことだけに注力するのではなく、虐待、自死、社会からの孤立など産まれてからの生きる力をサポートする課題へ取り組む視点も重要だと思ふ。	虐待、自死、社会からの孤立など産まれてからの生きる力をサポートする課題へ取り組む視点につきましては、取組7や取組9などに掲げており、課題解決に向けて取り組んでまいります。
25	2	第2節	2060年における宮城県の推計人口について、人口を増やすことに重きを置かず、市民が感じている地域課題を受け止め、それを一つ一つ解決していき、県民すべてが「住みやすい、魅力ある宮城県」であれば、おのずと人口流出は減り、出生率も全国平均を上回るかもしれない。そのためにまずは、「県民が幸せに暮らせるために、どうすれば幸せになれるか」の声を拾える機会を増やし、みんなで宮城県を育てていくという考えに変えていってほしい。	「本格化していく人口減少社会においても、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持しながら、持続的な発展を目指していく必要がある」旨を「人口減少社会を前提とした県の在り方」として記載しており、今後も、県民の皆様へ寄り添った取組を推進してまいります。
26	2	第3節	P.19 新型コロナウイルスへの言及について 質問：今後10年間の計画としては、限定しすぎではないか。 提案：新型コロナウイルスだけに特化するのではなく、自然災害なども含めた危機対応やリスク管理としてトピックをまとめるか、デジタルトランスフォーメーションによる生き方・暮らし方の変更などに拡大した方が、総合計画にふさわしい整理になるかと思われる。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・第3節 新型コロナウイルス感染症への対応 「さらに、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、時代の変化を捉えた新しい地方創生の取組を加速化させ、現在起きつつある地方への企業や人の流れを宮城県・東北地方全体で受け入れ、地方創生を加速化しながら、今後の感染症への備えや持続可能な未来づくりにつなげていく必要があります。」
27	2	第3節	新型コロナウイルス発生前に決めたことをそのまま進めることに非常に不安を覚える。	第2章第3節におきまして「新型コロナウイルス感染症への対応」を掲げ、中間案に対して頂いた様々な御意見を踏まえ、最終案の当該節に反映させております。
28	2	第3節	新型コロナウイルス感染症は大都市圏のリスクを顕在化させ、地方への機能・人口の分散化が改めて取り上げられるようになってきている。仙台駅は東京駅からわずか1時間半の時間距離にありながら緑に恵まれた好立地の条件を備えている。P19に新型コロナウイルス感染症への対応の節が設けられているが、短期的な対応が中心となり、長期的な展望が不足している。10年間のスパンで首都圏からの大企業中枢の誘致に取り組む姿勢を示すべき。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・第3節 新型コロナウイルス感染症への対応 「さらに、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、時代の変化を捉えた新しい地方創生の取組を加速化させ、現在起きつつある地方への企業や人の流れを宮城県・東北地方全体で受け入れながら、今後の感染症への備えや持続可能な未来づくりにつなげていく必要があります。」
29	2	第3節	新型コロナウイルス感染症への対応について、新しい課題として事実経過中心に記載されているが、その背景要因と対策についてはこれからであり、「新しい生活様式」だけでなく「新しい政策」が必要。宮城県が歩んできた仙台一極集中と地方過疎化、インバウンド依存の経済、医療・保健体制の縮小再編などを、本ビジョンがそのまま引き継いでいいのかが問われると思う。今回の新型コロナウイルスパンデミックの分析と、それに基づく政策見直しを求める。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・第3節 新型コロナウイルス感染症への対応 「…2020年9月に決定した「みやぎデジタルファースト宣言」に基づくデジタル化の推進など、新型コロナウイルス感染症対応の中で着目された新たな政策について、今後、長きにわたって取り組んでいく必要があります。」 新型コロナウイルスは、感染拡大収束への道筋など、今後の推移が不透明な状況にあります。 県では、「新型コロナウイルス感染症対応方針」に基づき、現在市町村や関係機関と連携して取組を推進しており、今後、その効果検証を実施していく必要があるものと考えます。 なお、本ビジョンでは、新型コロナウイルス感染症による県民生活や地域経済への甚大な影響を踏まえ、感染症のリスクを再認識した上で、将来の不測の事態にも対応できるよう、今後10年間を見据えた考え方を新たに取り入れております。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
30	2	第3節	第3節新型コロナウイルス感染症への対応について、学校毎に対応出来ることが違うにもかかわらず、一律に中止などの決定を教育委員会が決めすぎている。決定の根拠や指針もあやふやであった。一校一校の特徴や良さ、強みを理解して対応しているとは思えない。感染しないことはもちろん大切だが、学校で出来る出来ないは各校違うことを念頭に置き、丁寧な検討をしてもらいたい。子どもが少なくなったからこそできることがある。急に子どもは増えない。安心して、そして一人一人に目の届く今だから出来ることをお願いしたい。以上から、新型コロナウイルス感染症対策を経ての今後の対応のところに「学校や地域の人口、環境などに合わせ丁寧な検討をし、学びの機会を失うことの無いよう、多様な方法を模索していく」のような記述を入れていただきたい。	児童生徒数の減少に対応し、各学校がそれぞれの特色を生かした教育を実施することが必要であると考えており、そのためには、家庭・地域・学校による連携・協働の仕組みづくりが重要であることから、取組7の実現に向けた方向性に「家庭・地域・学校による連携・協働について、仕組みづくりも含めてより一層推進し、」と記載しております。 なお、第2章の「新型コロナウイルス感染症対策を経ての今後の対応」につきましては、分野ごとの個別具体的な取組にまで言及せず中長期的な視点から記載しておりますので、御理解願います。
31	2	第3節	新型コロナウイルス感染症の総括について、従来の行革による保健所つぶしや、公立病院つぶしによる地域住民の立場からの総括が必要。	取組12におきまして、感染症発生時において、迅速かつ的確に対応できる体制の強化を掲げており、今後具体的な取組を推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策におきまして、帰国者・接触者相談センターや積極的疫学調査などの業務を担う保健所の役割は大きく、今後とも、保健所の各種の業務が円滑に処理されるよう、体制整備に努めてまいります。 さらに、感染症患者の相談、診療、検査、入院、治療等について、地域における医療機関間の役割分担等を検討しつつ、各医療機関において院内感染を防止しながら患者を受け入れる体制整備に努めてまいります。
32	3	第1節	「県民一人ひとりが、安全で恵み豊かな県土の中で、幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城」 この表現を実現できる県民は、知事を除いてどれだけ存在するのか疑問である。 ①みやぎ経済月報（2020年6月、本県の経済概況参照） 新型コロナウイルス感染症の影響を含め「生産」「住宅投資」「乗用車」「雇用」「企業倒産」等の多数の分野で落ち込んでいる。 ②富県宮城のスローガンを述べるなら、医療・福祉・教育など高齢者や幼児、学生が実感できる政策を提起する必要がある。憲法25条の生存権保障が基本にあるべき。医療福祉の指標でみれば全国最低である。 ③東日本大震災での被害が大きく、宮城沿岸部の人口減少に歯止めがかからない現実を、どのような政策で活性化させるのか。問題提起をすべき。当該住民の意見を聞くべき。 ④農村・漁村の衰退が深刻。「食料自給率」「新規就農者増加数」などの指標を公表すべき。小中学校が農村、漁村部で統合され、通学困難となり仙台周辺に人口移動があることも問題。 ⑤知事は県民の痛みに応える責任がある。将来ビジョンの成果として正規雇用者数が19%増加となっているが、間違いはないか。パート・派遣の増加ではないか。	新・宮城の将来ビジョンの理念につきましては、より良い県政運営を目指し、これまで全庁的な会議や有識者による会議を重ねるとともに、タウンミーティングの開催など、様々な御意見を踏まえて掲げておりますので、御理解願います。 なお、④「食料自給率」につきましては、農林水産省HPで都道府県の数字を公表しており、「新規就農者増加数」につきましては、実施計画に掲げることとしております。⑤につきましては、比較対象年度を平成22年度とした数値であり、現行の宮城の将来ビジョンのスタート時である平成19年度を比較対象年度とした数値に修正しております。
33	3	第1節	県政運営の理念について、次のように修正してはどうか。 ・私たちが目指す10年後の姿は、県民一人ひとりが、安全で恵み豊かな県土の中で、幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城です。また、県民の活躍できる機会と地域の魅力にあふれ、東北全体の発展にも貢献する、元気で躍動する宮城です。震災からの復興を成し遂げ、民の力を最大限に生かした多様な主体の協働により、これまで積み重ねてきた富県宮城の力が更に成長している宮城です。 県民が安心して自分らしく生きる土台があつてこそ。また、「震災復興を成し遂げる」という言葉はハード面にだけ適応するもので、震災を体験した県民のこころの復興は成し遂げるという表現とは合わないと思う。	御意見を踏まえ、「県民一人ひとりが、安全で恵み豊かな県土の中で、幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城です。」を強調するため、文章の前後を入れ替え、当該部分を最後の段落に位置づけました。 なお、「震災復興を成し遂げる」という表現は、10年後の目指す姿として掲げておりますので、御理解願います。
34	3	第1節	「富県躍進！"PROGRESS Miyagi"」は全くの時代錯誤。第2章の統計や推計データが示すように、既に人口減少社会に陥っている。P14以後、社会保障・人口問題研究所の推計に對置して、人口減少に歯止めがかかるケースを県独自に推計しているが、想定は科学的根拠に乏しく、都合の良い希望的なものでしかない。現実を直視して、縮小社会の中で格差の拡大を許さず、均衡と調和の取れた暖かな社会を築くためにどうするのか、それを確かな根拠を持って示すべき。	より良い県政運営を目指し、「宮城の将来ビジョン」をはじめとして「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の検証結果に基づき、今後見込まれる社会の変化等を総合的に踏まえて検討し、本県政運営の理念を掲げております。
35	3	第1節	「富県躍進」というテーマについて、経済的な価値だけではない「富」を想定しているのなら「豊」がよりふさわしい。Rich LifeよりGood Life、もしくはBetter Lifeが望ましいと考える。県民がこれから先10年をどのような宮城にしたいと望むのか、住民自治の基本に則って策定してほしい。	より良い県政運営を目指し、「宮城の将来ビジョン」をはじめとして「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の検証結果に基づき、今後見込まれる社会の変化等を総合的に踏まえて検討し、本県政運営の理念を掲げております。
36	3	第1節	P.20 “富県躍進” 質問：宮城県の少子高齢化や教育・子育て関連の指標の現実と乖離しているのではないかと。 提案：富県も、躍進も、現実と離れているため、現実に即したフレーズにするか、もしくは、「富」とは何なのか、現実に合わせてどの指標をどのように大幅に向上させる見込みがあるから「躍進」と呼ぶのか、などを根拠を元に客観的に理解できるように丁寧に書き込むようにしてもらいたい。	より良い県政運営を目指し、「宮城の将来ビジョン」をはじめとして「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の検証結果とともに、今後見込まれる社会の変化等を総合的に踏まえて検討し、本県政運営の理念を掲げております。 今後、別途実施計画で目標指標を掲げ、具体的な取組を推進してまいります。
37	3	第1節	これまで以上に、県民、企業、NPO、大学・研究機関、行政など、多様な主体が参画、連携しながら、県内経済を安定的に成長させ、生み出された富の循環によって、子育てや教育、福祉、社会資本整備、豊かな自然や文化の継承、芸術やスポーツの振興、災害対策など、安全安心で質の高い暮らしの実現や地域の魅力を高める取組を更に推進し、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と思えるみやぎ、東北全体の発展にも貢献する元気で躍動する宮城を創り出すことが求められます。よって連携・強化を強める活動の場、機会を多く設けていただき、リードしていただきたい。	県政運営の理念に「多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して」を掲げており、御意見のような取組を推進してまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
38	3	第1節	P. 20 民の力を最大限に生かした多様な主体の協働 質問：民の力を生かすどころか、上から目線で利用しようとしているのではないか。 提案：宮城県側でだけ「連携」を唱えても実現しないので、「連携」ではなく困みの中で使用している「協働」の語を使い、対等なパートナーシップを結ぶ相手として企業や教育機関、NPO等の目的を理解して、自主性を促す仕組みを促進するなど、協働の基本原則を盛り込んだ内容に修正してはどうか。	御意見を踏まえ、本文中の同趣旨の記述について、全体的に修正しました。
39	3 ほか	第1節 ほか	子どもを「将来を担う」存在としての記載が多く見受けられる。同時に「今を生きる」存在であることを明記すべき。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、子どもの「現在」に向けた対策を行うことを目的として明記されている。子どもは将来を担う存在だけでなく今の社会を作る一員である。 (例) P20「子育て支援や将来を担う子どもの育成の強化」 P41 社会全体で、子育て世代を支え、子どもを育てていくとともに、未来の宮城を担う全ての子ども～ など	子どもを「将来を担う」存在としてだけではなく、当然に今の社会を作る一員として考え各取組に盛り込んでおります。例えば、貧困対策を取組7に掲げるなど、顕在化している課題解決に向けて取り組んでまいります。
40	3	第1節	東北6県の中での宮城県の役割が描かれていないために、宮城県の将来展望も発展性の乏しい計画になっている。せめて隣接する3県との自然環境政策、産業政策、人的交流政策など打ち出し、共通した発展政策を期待する。	県政運営の理念として、東北全体の発展に貢献していく旨を記載しており、その実現に向けた各種取組を進めてまいります。
41	3 ほか	第1節 ほか	社会環境が人口減少・少子高齢化を生み、それがまた社会環境の悪化を生む悪循環に陥っている感がある。社会環境と人は、当然ながら切り離すことができない。全体的、包括的な視野を持って対処をお願いしたい。	御意見のとおり、10年後に目指す宮城の将来像を実現するためには、全体的、包括的な視点が必要であることから、政策推進に向けた横断的な視点として、「人」づくり、「地域」づくり、イノベーションを掲げるとともに、これらの土台にSDGsを据えることにより、相互関連や相乗効果を重視しながら取組を進めてまいります。
42	3	第1節	P. 21 困みの参考記事 質問：満足度を調査しているのであれば、指標に組み込めばいいのではないか。 提案：生活の満足度を、中期ビジョンを支える指標として組み込むべき。また、仕事の状況や収入に関しては、東北の他県や首都圏とのバランスを考慮した指標として導入すべき。	御意見を踏まえ、実施計画におきまして生活の満足度に関する指標の検討を進めてまいります。
43	3	第1節	P. 21 困みの参考記事 質問：若者が、県への真剣な懸念と共に良い内容をアンケート回答してくれている内容を公表すべき。 提案：10年後に上記のような若い世代の生の声が変わることを目指すため、ビジョンにしっかりと明記してはどうか。	若者WEBアンケートの結果につきましては、自由意見も含め全ての内容を県ホームページで公表しておりますとともに、結果分析を行い、雇用の充実や子育て環境の充実など、若者が本県に住み続けるために必要と考える要素は本ビジョンの内容に反映しております。また、今後各分野における具体的取組の検討に生かしていきたいと考えております。
44	3 ほか	第1節 ほか	全体的に文章表現が強いと感じる。例えば次の箇所。 P21 《参考：若者が宮城に住み続け、活躍してもらうためには》 創り出すことが求められます。 P23 を構築する必要があります。 P25 地域の課題を解決することが求められます。 グローバル社会の中で発展していく必要があります。	御意見を踏まえ、若者WEBアンケートの結果を踏まえたコラム欄の表現を修正しました。なお、その他御意見の箇所については、県行政運営に求められる視点としての記述となりますので、御理解願います。
45	3	第2節	P. 23 SDGs 17のゴールの考え方やゴールのターゲット 質問：SDGsは、その下位レベルの指標も含めて導入すべき。 提案：SDGsを具体的に推進するため、「市民社会パートナーシップに貢献するため〇〇億円の予算化」などと明記すべき。	SDGsのゴールやターゲットを踏まえ、実施計画に掲載する指標の検討を進めてまいります。
46	3	第2節	「人」づくりの内容の2行目、地域コミュニティを支える人材、の後に「様々な社会課題の解決に取り組む人材、」を追加してはどうか。 経済と地域コミュニティの他に、各テーマ型の課題解決に取り組む人材の育成にも重きを置いていただきたい。特にNPO等の市民活動団体等の活動を県として後押ししていただきたい。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「…県内経済の更なる成長を牽引する人材や地域の課題解決、持続的発展に貢献できる人材の育成・確保、活躍の促進は、一層重要となります。」
47	3	第2節	「地域」づくりの内容の2行目から3行目、圏域それぞれの特徴や役割を生かした施策展開、のところに「自治体同士の広域的な連携」を追加してはどうか。現在、自治体間競争の色が強く、自治体同士の連携は薄い。リソースも人材も自治体の枠を超えて生かし、地域づくりを行わなければならない。	御意見の趣旨につきましては、第3章第3節「広域的な視点に立った行政」に記載しているところですが、「地域づくり」におきましても重要な視点であることから、該当箇所を次のように修正しました。 「…圏域それぞれの特徴や役割を生かした施策展開や広域的な連携が必要です。」
48	3	第2節	P. 22 若い世代の定住促進 質問：定住どころか、震災で移動してきた若い世代を手放してしまっているのではないか。 提案：イメージ⑥の例である「若い世代の定住促進」はこのトピックに見合わないで他の内容にすべき。	「持続可能な未来」の実現に向けて取組の充実を図るため、横断的な視点の一つに掲げた「地域」づくりにおきましては、「若い世代の定住促進」は非常に重要な要素と考えております。
49	3 ほか	第2節 ほか	全体的にNPOや市民活動の視点があまりにも少ない。また、審議会委員に肩書きとしてNPOを背負っている委員が1人もいないことがわかりました。もっと県としてNPOや市民活動へのテコ入れを図っていただきたい。NPOの次世代の人材育成も視野に入れてほしい。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組10【実現に向けた方向性】 「地域づくりに関わる人やNPO等の交流…」
50	3	第2節	SDGsの本質は社会包摂性と環境・社会・経済の3つを同時にまわしていくことである。分野ごとの取り組みを「地域づくり」「人づくり」「イノベーション」を横断的な視点としているが、これらの要素だけでは、他の分野どうしや環境・社会・経済の連携やバランス、整合性をとるものにはなりえない。特に人づくり、イノベーションは分野ごとに独立している。例えば開発と環境など、対立傾向にあるものでどう環境・社会・経済のバランスをとっていくのか、子どもの貧困や不登校では、子ども福祉と教育、両方の取り組みが必要であるが往々にして連携はとれていない。他の分野同士や環境・社会・経済の連携やバランス、整合性をとっていく横串、もしくは視点も必要である。	3つの「政策推進に向けた横断的な視点」に加えて、それらの基礎にSDGsの推進を位置づけており、環境・社会・経済の統合的発展を目指してまいります。 なお、第5章に4つの「政策推進の基本方向」の関係性を図示しており、経済、社会、環境の相互関連や相乗効果を重視してまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
51	3	第2節	P.24 防災について 質問：復興祈念公園や各地の震災遺構の存在が無視されているのではない か。 提案：イメージ⑩～⑫のいずれかを復興祈念公園と差し替え、ゴール11で 祈念公園が果たすべき役割や、ゴール17で「多様な主体の参画」が掲げら れ、実践されている祈念公園について追記願いたい。	御意見を踏まえ、震災遺構等の写真に変更する予定です。
52	3	第3節	「民の力を生かした県行政運営」について、多様化する新しい価値観が生 まれることと、民間を巻き込むこととの関係性が、ここでの文面からはよ くわからない。宮城県が、行政として県民・民間に対して何をするのか、 論点を分かりやすく記載すべき。	県行政運営の基本姿勢につきましては、これまでと同様に、多様な主体と 連携・協働しながら最大限の効果を発揮できるよう取り組むという姿勢を 示しております。 今後更なる社会の多様化に伴い県民ニーズの多様化も進むことが想定され ますが、一方で財源や人材などの行政資源には限りがありますことから、 官民連携による県行政運営を進めていくことを示しております。
53	3	第3節	「民の力を生かした県行政運営」について、次の記述を盛り込んではどう か。 ・ITやsnsなどを積極的に整備・活用し、情報を県民に届けます。その上 で、協働や対話、課題解決が促進できるよう取り組みます。 ・県職員の分野横断的なプロジェクトチームの発足と活用を行う ・県庁職員が一丸になり、県内各地の資源や人材のコーディネートや発 信・育成も担っていく ・県職員の兼業を積極的に推進し、社会経験の中から資質を高め、ネット ワークを強化していく	御意見のとおり具体的な取組の検討を行いながら、民の力を生かした県 行政運営に取り組んでまいります。
54	3	第3節	「市町村とのパートナーシップ」について、次のように修正してはどう か。 ・市町村の声を丁寧に聞きながら、全国の制度や取り組みも理解しローカ ライズ（地域にあった方策にアレンジ）した上で（略）補完的な支援を行 います。	県といたしましては、地域の実情に応じたきめ細かな支援や、各市町村と 一体となった取組などを掲げており、御意見の趣旨も含めたものと考えて おります。
55	3 ほか	第3節 ほか	「子ども子育て」「福祉」「震災伝承」「まちづくり」など、震災を機 に、宮城県は、多くの分野にNPOが関わったことにより、宮城県の再建が あったと思う。NPOは行政や市民とともに地域課題と向き合い活動してい る。もっと「NPOとの協働」を各所にいれるべき。 例えば、P25の「時代の変化に対応する行財政運営」に「NPOなどの民間団 体との連携」といれるなど。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・政策推進に向けた横断的な視点の「地域」づくり 「そこで、…図るとともに、NPOなど多様な主体…」
56	3	第3節	道州制の検討について一時知事も検討していたが、ここ3年は全く話があ がっていない。今後は時間をかけても中期計画に盛り込み、検討課題とし て結論を出していただきたい。また、行政運営について、首都圏（東京） 集中ではなく、東は仙台、西は大阪に置き、最終的な管理は東京本部で対 応してはどうか。	要望として承ります。 ※道州制の導入につきましては、国への要望を通じて、時宜を見ながら取 組を促進してまいります。
57	3	第3節	宿泊税、水道民営化、県有施設の複合化など県民不在の姿勢が窺える。県 民の声を聞き入れる余地があるのか不安に思っている。	御意見のありました取組を含め県行政に係る計画等の策定等におきまして は、その趣旨や内容などを県民の皆様へ公表し御意見をいただく手続（パ ブリックコメント）の実施や、説明会の開催など、検討途中におきまし て、様々な御意見をいただくための手続を丁寧に進めてきたものと考えて おります。 今後も、様々な御意見をお聞きしながら、県政運営を進めてまいります。
58	3 ほか	第3節 ほか	災害に強いまちづくりに関して、日頃から住民同士のつながりを強める場 を提供してもらうような記述を入れて欲しい。	取組17「大規模化・多様化する災害への対策の強化」の目指す宮城の姿に 「地域づくりを通じた人と人の結びつきの充実が図られ、「自らの身の安 全は自らが守る」という意識が県民一人ひとりに定着し…」と記載して おります。
59	3 ほか	第4節 ほか	P.27ほか 復興”完了”、”完遂”について 質問：何を持って復興”完了”としているのか。 提案：沿岸被災地の側に立った用語の検討をお願いしたい。「復興予算を 使った事業の完了」ぐらいの意味であれば、そのような復興事業と、被災 された方々にとっての「復興」をきちんと区別して記載すべき。	御意見を踏まえ、第4章取組分野4の記載を次のように修正しました。 「復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承」 なお、章のタイトルは、ハードもソフトも含めた総合的な意味での「復 興」となり、あくまでも目標としては「完了」を掲げます。
60	3	全般	仙台市との調和がとれているまちづくりを希望する。宮城県と仙台市がバ ラバラの方向を向いているように思う。	新・宮城の将来ビジョンの策定過程におきまして、県内市町村の意見を踏 まえながら進めており、県行政運営の基本姿勢にも「市町村とのパート ナーシップ」を掲げており、仙台市など県内市町村と一体となった取組を 進めてまいります。
61	4	前文	P28. 成果・教訓の伝承について イメージ⑮（震災の伝承）は大川小学校の写真とし、命を守る伝承に取り 組むことを明記していただきたい。	今後、震災の伝承に相応しい写真の掲載を検討してまいります。
62	4	取組分 野1	被災者の「生活再建の状況に応じた切れ目のない支援」の重要性は言うま でもない。しかし、中間案に記載されている内容は従来から指摘されてき たことを羅列するにとどまる。必要なことは、前項で触れた被災者の生活 実態調査を実施し、これに基づき、困難を抱えている被災者個別の問題を オーダーメイド型で解決をはかる災害ケースマネジメントの導入・定着に 取り組むことである。被災から10年経過したなかでの被災者の困難は今ま で以上に多岐にわたるものと予想できる。それぞれの個別の生活状況にま さに個別対応するには、従来の、あるいは既存の枠組みでは不十分であ る。災害ケースマネジメントの制度化を中間案に盛り込むべきである。ま た、それとセットで、政府も各自治体に制度導入を促している宮城県独自 の被災者生活再建支援制度の導入を求める。 相次ぐ大規模自然災害の発生の中、被災者支援制度の拡充が追い付い ていないのが現状である。東日本大震災の被災地として、自然災害にあっ た被災者を誰一人取り残さないための支援の制度化をわが県が先進的に取 り組むことと要望する。	被災者支援につきましては、中長期的な対応が必要となっており、国や市 町村、NPOや関係団体等と連携を図りながら、一人ひとりに寄り添った きめ細かな支援が必要となっています。 引き続き、子どもから大人まで切れ目のない取り組みを実施し、生活再建 と生活環境の確保を確実に進めてまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
63	4	取組分野3	福島第一原発事故被害への対応の放射性物質汚染廃棄物問題について、「国や市町村と連携を図りながら処理促進に継続して取り組みます。」との内容で、県の主体性と具体化が見えない。「処理促進」ということは、問題になっている8000Bq以下の焼却処分を促進するという立場なのか。また、女川原発再稼働問題も、今後10年の本ビジョンを考える上で極めて重要な課題である。県としての見解・ビジョンを示すことを求める。	県の取組としましては、除去土壌や放射性物質汚染廃棄物等について、所管である市町のニーズを的確に把握するとともに、保管処分が支障なく進むよう側面的支援として、関係市町への技術的な助言や財政措置の継続を国に要望してまいります。また、「女川原発再稼働」につきましては、県民の代表である県議会からの御意見をいただきながら、検討してまいります。
64	4	取組分野4	P.32 震災の風化 質問：伝承は「震災の風化防止に向けて」実施するのか。 提案：目的と手段が逆になっており、県は「風化防止」のために取り組むわけではないので、「県民一人ひとりの命を守るため、また、自然災害が相次ぐ我が国の人々の命と暮らしを守るため」に伝承するように、表現の改定をお願いしたい。また、ここにも復興祈念公園について追記をお願いしたい。	命を守り、そのために震災の記憶等の風化を防止するという御意見を踏まえ、該当箇所の記載を入れ替えました。また、御意見を踏まえ、復興祈念公園につきましては、実施計画へ反映してまいります。
65	4	全般	県の復旧・復興の理解に根本的誤りがあると考え。それは県が被災者の生活となりわいについてその中身を見ず、その器を見て再建されれば復旧とみなしていること。事実、被災者の生活そのものへの言及が見当たらない。全被災者の生活実態調査を実施し、調査結果をしっかりと踏まえてビジョンを再提示すべき。	被災地の回復途上にある産業やなりわいの下支えにつきましては、今後も継続して対応していく必要があると考えております。沿岸部の商業機能再生に関しましては、中小企業等復旧・復興支援事業（商店街型）等により仮設店舗から本設店舗への移行を行うための施設等復旧費の助成を実施し、商店街の持続的な発展に向けた支援を行いました。また、商工会、商工会議所が巡回訪問等により被災事業者の本設復旧や事業の継続などの課題解決のための支援を行ってまいりました。各種貸付事業につきましては、復旧に必要な設備の導入資金や運転資金の融資について積極的な支援を行いました。県といたしましては、引き続き、被災した商工業者等の販路・売上が回復し、再び宮城県の経済を力強く牽引できるよう支援してまいります。
66	4	全般	東日本大震災の総括の視点が無い。	災害に強いまちづくりなどハード面につきましては、多くの被災地で事業が完了してまいりました。また、宮城県震災復興計画の計画期間満了まで残り1年となる時点（令和2年3月）の進捗状況等を検証し、計画期間後も引き続き取り組む必要がある課題について整理しており、その検証結果を「宮城県震災復興計画」の検証（2011～2019）として、県ホームページに公開しております。
67	5	前文	P33から34の環境・県土を基盤に、その上に社会、その上に経済が乗っているがこれら関係性が何を意味しているかわからない。SDGsのウェディングケーキモデルを参考しているのであれば、環境をかなり重要視しなければならぬことになる。そうすべきであると思われる。またP34の一番下の図も何を意味しているかわからない。	SDGsのウェディングケーキモデルの考え方を踏まえながら、「環境・県土」を基盤とし、その上に「社会」と「経済」が成り立つことを表しております。今後人口減少や少子高齢化が進展する中、本県の持続可能な未来づくりのために、これらの相互関連や相乗効果を重視することを示しており、県内経済を安定的に成長させながら、その成果を子育てや教育、福祉や環境などの更なる充実に繋げてまいりたいと考えております。
68	5	前文	持続可能な「宮城県づくり」のため、実現不可能な「富県躍進」を中心に持ってくるのではなく、「P33 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を今後の10年間の第1の基本方針とすることによって、すべてがうまくいくと考える。日本国憲法の国民主権の理念にも合致する。基本的人権を中心に据えることによって、SDGsの理念も無理なく取り込むことができる。そのもとで、アンケートから見つけた課題「P21雇用の充実（54.8%）、公共交通の利便さ（45.1%）、子育て環境の充実（36.1%）」を自然な形で下位目標として設定すれば、多様な背景を持つ県民みんなが納得できる目標となる。男女共同参画社会、社会的資源としての特定非営利活動法人の協働、外国人、障害者、LGBT、学校だけでなく学びの支援、多様な価値を認め合う心豊かな「富」をみんなのものにする宮城県で在ってほしいと思う。	4つの政策推進の基本方針につきましては、その順番は優先度を表しているものではなく、第5章にその関係性を図示しているとおおり、経済、社会、環境・県土の相互関連・相乗効果を意識して取組を推進してまいります。
69	5	前文	『富県躍進！“PROGRESS Miyagi”』の図示について、とても関係性がわかりやすく一見良いと感じた。だが、この図が示されたことで、各政策方針の間に優先順位がつくのか、基本方針同士が抵触するような政策が立案されたときどうするのか、あらゆる政策は4つの基本方針のどれかひとつに属することになるのか、などが気になった。これらに触れてもらえると、より実践的かつ説得的な図示になるのではないかと思います。	SDGsのウェディングケーキモデルの考え方を踏まえながら、「環境・県土」を基盤とし、その上に「社会」と「経済」が成り立つことを表しております。今後人口減少や少子高齢化が進展する中、本県の持続可能な未来づくりのために、これらの相互関連や相乗効果を重視することを示しており、県内経済を安定的に成長させながら、その成果を子育てや教育、福祉や環境などの更なる充実に繋げていきたいと考えております。なお、御意見のような状況におきましては、適宜部局横断的な検討を行いながら、取組を進めてまいります。
70	5	政策推進の基本方向1	持続可能な開発目標（SDGs）との関係については記述があるものの、日本国憲法のどの理念を生かしているのか明確な記述がない。したがって計画全体が県のみでの恣意的な計画に陥っている。また、「富県躍進！」について、人口減少にあえぐ周辺市町村にはこれから10年間の上位目標としては現実的とは思えない内容となっている。 「2030年には、新しい社会像に対応した産業構造への転換が進み、新たな商品やサービス等による付加価値の創出・生産性の向上を重視し、人口減少・超高齢社会下においても県内経済が持続的に成長することで、「質の高い雇用」を生み出し、若者の県内定着や県民の所得向上につながっています。」とあるが、本当に目標にできるのか疑問と言わざるを得ない。	御意見の箇所につきましては2030年の目指す姿を記述したものであり、この実現に向けて各取組を推進してまいります。
71	5	取組1	【目指す宮城の姿】の1つ目について、トヨタの誘致により自動車産業に参入する地元企業は増えているものの、必ずしも利益は高くなく、トヨタで実習していた社員がそのままトヨタに転職するなどの事例も発生している。大企業の誘致により地元企業は仕事が増えるかもしれないが、一方で地元企業の体質強化にはつながらないのではないかと懸念する。	「地元企業の体質強化」という視点につきましては、生産現場改善や技術開発の支援を通じて地元企業の競争力の向上に取り組むほか、取組4の【実現に向けた方向性】で「多様な支援制度の充実を図る」こととしておりますので、関連する取組と連携しながら相乗効果を発揮できるよう進めてまいります。
72	5	取組1	【目指す宮城の姿】の1つ目について、「地元の学生が多く就職する」という視点を追加してはどうか。	「地元の学生が多く就職する」という視点につきましては、取組4の【実現に向けた方向性】や【目指す宮城の姿】に盛り込んでおりますので、関連する取組と連携しながら相乗効果を発揮できるよう進めてまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
73	5	取組1	【実現に向けた方向性】の1つ目に「研究開発拠点等の集積促進」という方向性が示されているので、県外大企業の研究開発部門誘致の強化から取り組むことが考えられる。現在、東北大学青葉山キャンパス内に「次世代放射光施設」の建設が進められているが、この施設は国内の他の施設とはけた違いの性能を持つ世界有数の施設である。稼働後は県内企業に限らず多くの企業が惹きつけられることになる。新型コロナウイルス感染症による首都圏の遠心力と同施設の吸引力の複合により、他の都市圏からの研究開発機能誘致のまたとないチャンスが訪れていると考えられ、【実現に向けた方向性】の3つ目の「集積」には、「他地域の企業の研究開発機能の誘致」という視点が明確に顕されることが求められる。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組1【実現に向けた方向性】 「次世代放射光施設を核とした研究開発拠点等の集積について、様々な企業等の研究部門の誘致等を着実に進めるとともに、…」
74	5	取組2	宮城の地域性を生かした観光産業の充実が重要な要素の1つと思う。しかし、近年はインバウンド需要に頼り過ぎるあまり新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大打撃を受ける結果となっている。「国内外の観光客獲得」といった記載がされているが、県内や近県からの観光客獲得を目指すといった個別の記載を求める。	観光関連産業の振興につきましては、インバウンドの獲得と県内や近県を含めた国内観光客の獲得に関する取組の両方が必要と考えており【実現に向けた方向性】に「国内外からの観光客獲得」と記載しております。「県内や近県からの観光客獲得」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ取り組んでまいります。
75	5	取組3	農業分野における【現状・課題】としては「従業者の高齢化や担い手不足への対応として、ロボットやAI、…経営体の法人化などによる生産性の更なる向上が必要」とし、【実現に向けた方向性】では「先進的技術等を活用した生産性の向上や多様な担い手・大規模な経営体の確保・育成」が示されており、まさにそのとおりと思う。地域農業の担い手育成・確保に向けては、特に若い担い手が就農するための様々な地域環境整備（地域全体）での条件づくりが必要である。そのため、学校教育だけに任せるのではなく、家庭や集落での農業（農作業）体験、地域（集落）活動への参加、農業経営への主体的な取り組み、アドバイス、情報提供、各種団体（集団）との交流などの積極的な支援とともに、コロナ禍における地方回帰の動きをチャンスと捉え、県が中心となり、担い手、団体等関係機関が一体となった手厚いサポート体制を構築し、担い手を支援していくよう強く要望する。	新規就農者をはじめ、地域農業の担い手の確保・育成につきましては、就農前から就農後までの一貫した支援体制の充実を図り、様々な機会をとらえて情報提供や交流活動、就農相談、各種制度を活用した経営強化や技術向上の支援を行ってまいります。なお、この取組は、取組4でも位置づけており、取組4と合わせて具体的な取組を進めてまいります。
76	5	取組3	SDGsの理念を施策に反映するとしていることには異論はないが、これまでの県の長期計画（特に震災復興計画）では、SDGsとは相いれない真逆の施策が進められていて、「中間案」にも疑問を持たざるを得ない。特に、宮城県の農業に係る施策は、SDGsとは真逆の施策が進められてきている。国連は、今日の世界的な気候変動による食料不足や飢餓から市民を守るためには家族農業を守ることが重要としている。中間案が、国連のSDGsの理念を施策に反映するのであれば、家族農業を基本にした地域農業づくりを進める必要がある。そのためには、家族農業が成立するよう、再生産費をまかなえる価格補償制度の確立、また、学校給食や飲食店への地産地消の推進、環境保全型農業の一層の推進、農業後継者育成のための助成などに積極的に取り組んでいただきたい。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組3【実現に向けた方向性】 「先進的技術等を活用した生産性の向上や多様な担い手・大規模な経営体、意欲ある家族経営体の確保・育成、…」 また、個別計画等において、経営規模に関わらず意欲ある農業経営体の育成・支援等を図ってまいります。
77	5	取組3	取組3の農林水産物の展開について国内外と記載されているものの、内容は国際的な販路拡大など世界市場に偏った記載となっている。他国の状況に左右されず環境負荷も少ない施策として、県内や近県における地産地消を充実させることによる一次産業維持の記載を加えていただきたい。輸出については、ブランドイメージの強化やバリューチェーンの確立に対する総合的支援という施策がある。宮城県は、農、水、畜産物の生産力があり、しかも仙台という消費地を抱えているのが特徴。県内自給率を100%を目標にできる数少ない県なので、ここでの施策を強化してほしい。	農林水産物の地産地消につきましては、取組3の【実現に向けた方向性】に記載しております。ブランド化、バリューチェーンの構築などの取組も進め、一次産業が持続的な産業として更に発展していけるよう、取り組んでまいります。
78	5 ほか	取組3 ほか	農業・水産業をはじめとした一次産業分野では、地産地消の拡大を重視することが必要。企業的経営の導入や六次産業化の推進においては家族経営を圧迫せずに両立できる仕組みを築く。生産活動の面だけでなく、一次産業が果たす環境、防災への貢献を軽視せず、農地や森林の保全・維持に努める。	取組3におきまして、地産地消の拡大や意欲ある家族経営の確保・育成を掲げたほか、取組16におきまして、自然環境や多面的機能の保全・活用を掲げております。今後、具体的な取組を推進してまいります。
79	5	取組4	【実現に向けた方向性】に次の記述を追加してはどうか。 ・産業のイノベーションと新陳代謝を向上し、地域産業の持続可能性を高めるため、各種支援制度の活用を促進する支援体制の強化を図ります。 理由：宮城の将来像を実現するため、県政運営の理念として「富県躍進！～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を掲げている中において、県自身が支援制度の活用を促進するだけでは、得られる効果は限定的である。そのため、県施策を地域事業者へ届ける役割を担う支援機関の強化は必要不可欠と考える。	「各種支援制度の活用を促進する支援体制の強化」につきましては、取組4のほか、取組1の【実現に向けた方向性】にも「企業の成長を支援する」として盛り込んでおり、今後も事業者が支援策を十分に活用できるよう、商工会・商工会議所などの支援機関と連携し、支援制度の情報提供などに取り組んでまいります。
80	5	取組4	【現状・課題】の2つ目について、大学等卒業生の半数以上が県外に去る状況にあり、このような高度人材を定着させるためには、県内企業の育成だけでなく、県外大企業の本社や研究開発部門といったより中枢機能の誘致姿勢が必要。	「県外大企業の本社や研究開発部門といったより中枢機能の誘致」につきましては、取組1に位置づけておりますので、関連する取組と連携しながら相乗効果を発揮できるよう進めてまいります。
81	5	取組5	仙台市内の道路整備について、現在の道路状況では朝夕に渋滞がみられる。解消案として、現在の旧4号線～仙台駅付近～長町までの高架橋を作る。また、青葉山から仙台駅経由苦竹まで高架橋を作るということを中期ビジョンで実現してほしい。	要望として承ります。
82	5	政策推進の基本方向2	新たに「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を柱に加えたのは素晴らしい。しかし、「教育」的なことが多く掲げられ、『子どもの権利』『多様な学び』という視点が欠落していると思う。	「子どもの権利」につきましては、子どもの権利に関する条約や児童福祉法の理念にのっとり、子どもの最善の利益を尊重されることを基本に各種取組を推進してまいります。 「多様な学び」につきましては、取組9の【現状・課題】で「個々の状況に応じた多様で適切な教育機会の確保」が求められている旨を記載しているほか、【実現に向けた方向性】に「多様な子どもたちの学びを支える学習環境の充実」と記載しており、一つの視点として取り組んでまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
83	5	政策推進の基本方向2	（3）子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくるについて、「不妊治療」に対しての文言がないが、どのように考えているか。出産以降の資金面も大変だが、不妊治療での資金面も大変である。県として人口を増やしたいのであれば、もう少し妊娠までのサポートにも力を入れて取り組んでもいいのではないかと。心のストレスを解消させるサポートに力を入れることや、不妊で子どもが望めない夫婦への里親や特別養子縁組などがもっと身近にあるべきではないか。両親に育てられない子どもへ愛情を注ぐ取組をつくるべきであり、そうした子どもと夫婦をつなぐことでより温かみのある県づくりになると考える。	「不妊治療」そのものの記載はありませんが、（3）子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくるにおきまして、総合的な少子化対策の推進を掲げ、取組6におきまして、結婚や妊娠を望むそれぞれの人の希望を叶えるための支援を記載しております。御意見の内容もここに包含されておりますので、今後具体的な取組を推進してまいります。
84	5	取組6	P41の「結婚、妊娠・出産、子育て」には、「妊娠」が入っているが、取組6の「結婚・出産・子育てを応援する環境の整備」には「妊娠」が抜けている。	取組6の表題は御意見のとおりですが、【実現に向けた方向性】につきましては、妊娠期を含めた内容としておりますので御理解願います。
85	5	取組6	【目指す宮城の姿】の1つ目について、「合計特殊出生率も他の都道府県と比べて遜色ない水準となっております」とあるが、他の都道府県と相対的な比較をするのではなく、宮城県として独自の目標を立てたほうが良いのではないかと。他の都道府県の動向に合わせてしまえば、「子育てしやすい県」としての地位を確立することは難しい。	具体的な目標値につきましては、別途策定する実施計画に掲げることとしており、今後検討を進めてまいります。
86	5	取組6	【目指す宮城の姿】について、「結婚して家庭を築き①、子どもを持つことを望む幅広い世代の希望が叶えられ、合計特殊出生率も他の都道府県と比べて遜色ない水準②となっております。」とあるが、①について、未婚の母もいるためこの文言は修正が必要。②について、目指すべきものを改めて考えて欲しい。	①「結婚して家庭を築き、子どもを持つことを望む」という記載は、結婚も含め、希望される方の希望が叶えられるようにという趣旨の内容としております。 ②目指す姿の記載につきましては、合計特殊出生率が低位にある現状を踏まえた記載としておりますので、御理解願います。
87	5	取組6	子育ては地域社会と密着した切り離せないものであり、周囲の環境の影響を受けやすい。現在は介護とのダブルケア家庭も多く、また困窮世帯等においても「包括的支援」「総合的な支援」が重要。そのため、次のように記述を修正してはどうか。 【目指す宮城の姿】 ○全ての親が妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を軽減できるよう、必要な切れ目のない支援を受けることができる体制が充実しています。 【実現に向けた方向性】 ◇地域や関係機関と連携し、子育て家庭の多様なニーズやライフスタイルに応じた妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	つくる3「子育て」におきまして「結婚、妊娠・出産、子育てについて切れ目のない支援を充実させるなど総合的な少子化対策を推進」と記載し、総合的な少子化対策を推進する方向性を打ち出しております。 なお、ダブルケアは取組12に、困窮世帯に関する内容は取組7に位置づけております。
88	5	取組6	ネウボラをモデルとした日本の取り組みである「子育て世代包括支援センター」の仕組みは、切れ目のない子育て支援を実現する仕組みであり、ここに明記して推進を図っていくことで多様な連携により子育てを支える認識が高まると思う。乳幼児期の虐待、要保護児童への支援体制の充実のためにも重要である。	取組6におきまして「地域や関係機関と連携し、子育て家庭の多様なニーズやライフスタイルに応じた妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援」を掲げておりますので、今後具体的な取組を推進してまいります。
89	5 ほか	取組6 ほか	雇用を守り、子育て支援を徹底して出生率を改善し、少子化、高齢化に歯止めをかけることが必要。北欧諸国（とりわけデンマーク）でも、合計特殊出生率が1.8前後まで落ち込んだが、わずか20年で1.9台の後半にまで回復した。鍵になったのは、女性が働く環境と雇用保障を徹底したことである。男女いずれもが産休を二人の合計で1年間取得でき、産休中も在職時の8割の収入が保証され、確実に復職できる仕組みを確立したことが、女性の労働参加と出生率の回復に貢献した。	取組6におきまして、女性が働きながら安心して子育てをすることを目指す姿に掲げております。今後、子育て支援に関して具体的な取組を推進してまいります。
90	5	取組7	子どもの権利保障について、「宮城県社会的養育推進計画」（2020年3月策定）の基本理念では、「子どもの権利を保障する取組を行います。」 「家庭養育優先原則に則した取組を行います。」とあり、また、（抜粋）本県では本計画の策定により、子どもの権利を保障するため、子どもの権利保障の現状を把握するとともに、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の確立を目指します。とある。また、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」では、6つの視点の1にも子どもの権利について明記されている。これら関連計画の内容の反映をお願いしたい。	「子どもの権利保障」につきましては、子どもの権利に関する条約や児童福祉法の理念にのっとり、子どもの最善の利益を尊重されることを基本に各種取組を推進してまいります。
91	5	取組7	家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築には、行政との距離感がとても大事であるため、「家庭・地域・学校・行政の連携・協働」としてもらいたい。 また、該当箇所に必要な内容を盛り込んでどうか。 【現状・課題】には「子どもたちを支える人たちの声が対応する行政機関にスムーズに伝わっていない」 【実現に向けた方向性】には「これからの子どもたちに来る事を、多様な視点から意見を募り、家庭・地域・学校・行政の間でコミュニケーションを図り、問題の解決だけでなく、問題が起きる前に、机上ではない、生の声に耳を傾ける」	本計画の基本理念において、「これまで以上に、県民、企業、NPO、大学・研究機関、行政など、多様な主体と参画、連携・協働しながら、」と掲げており、あらゆる分野において行政を含めた多様な主体の連携による取組を更に推進することを目指しております。本取組においても、子どもを支える体制を構築していくにあたり、行政を含めた連携・協働の仕組みづくりを推進し、地域の声を学校運営に適切に反映することができるよう、取り組んでまいります。
92	5	取組7	【実現に向けた方向性】の3つ目について、「定着に向けた取組を進めるとともに、遊びなどの体験活動を通じた社会性」とあるが、遊びは体験活動ではなく、子どもが育つ上で欠かせないものである。遊ぶことにより、教育現場では学ばれない非認知能力（社会性、協調性、想像力、挑戦力、自己肯定感など）が培われる。子どもの遊ぶ権利は大人が保証しなければならない。『大人は子どもの遊びの環境を保障する』という言い方に修正すべき。	遊びと体験活動はその性質が異なるという御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組7【実現に向けた方向性】 「…遊びや体験活動を通じた社会性や協調性をはぐくむ取組を促進します。」
93	5	取組7,9	宮城県は不登校が全国でも一番多い県である。学校へ行けなくなってしまった子どもたちがフリースペースや居場所に通えている人数はまだ少ないです。通いたくても金銭面で諦めてしまう家庭もある。不登校の子供たちの将来のためにも、この居場所の大切さを新・宮城の未来ビジョンに盛り込んでもらいたい。	不登校児童生徒にとって居場所は大切であると考えており、取組9【実現に向けた方向性】に「様々な関係機関等との連携を図りながら、社会や人とのつながりを大事にした効果的な支援を行います。」と記載しております。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
94	5	取組8	【現状・課題】の5行目「全国学力・学習状況調査～」について、常に上位の秋田県と宮城県の違いは何なのか。秋田の授業を遠隔（オンライン）で受けてみることや、東北一体となって東北全体の学力を底上げできるような取り組みができるかという。	全国学力・学習状況調査では、児童生徒の平均正答率が全国平均を下回る傾向が続いていることから、取組8【実現に向けた方向性】において「基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着」を図ることとしており、その手段や手法につきましては、他県等の取組も参考にしながら幅広く検討し、取り組んでまいります。
95	5	取組8	【目指す宮城の姿】の1つ目について、宮城県は海や山があり、また、未曾有の震災から復興している県である。子どもたち自身が自分はどう生きるかを考える材料は豊富にある。ぜひ宮城県のもつ様々な財産を生かした教育を行ってほしい。	御意見のとおり、今後も地域資源の活用を図りながら、子どもたちの生きる力を育む「志教育」の取組を推進してまいります。
96	5	取組8	【目指す宮城の姿】の1つ目について、総合計画では「一人も取り残さない」を掲げているにも関わらず、ここには子どもの選択肢がないように見える。この考えについていけない子どもは多数いる。また、2つ目については、学校教育だけでは担えない。すべての子どもが自分らしくいられるために『多様な学びの場』を教育機関と地域、NPOが協働で展開していくべき。	SDGsの特徴の一つである包摂性（誰一人取り残さない）を踏まえた教育につきましては、取組9において「多様な子どもたち一人ひとりの学びを支える」方針として取り組んでまいります。また、子どもたちの資質・能力の育成につきましては、家庭・地域・学校の連携・協働による取組が重要であることから、その視点については取組7に記載し、推進してまいります。
97	5	取組8,9	広島県の事例から、次の2つを提案する。 ・「イェナプラン教育」のモデル校をつくり、効果を検証してみる。 ・オンライン授業を積極的に導入する。 イェナプラン教育のメリットは、主体性が身につく、協調性が育まれる、リーダーシップを取れるようになる、自己肯定感が生まれるなど。 オンライン授業のメリットは、不登校ぎみの児童生徒でも受講しやすい、受講する場所が固定されない、低学年からの実施により、児童生徒の個性や適性を早い時期に自覚・把握することが出来る。 宮城県は近年「不登校率」がワーストである。そんな宮城県にこそ積極的な導入が必要だと考える。	・「イェナプラン教育」のような主体性や協調性を重視した教育につきましては、取組8【実現に向けた方向性】の「課題解決に向けて主体的に考え、他者と協働しながら新しい価値を創造する力をはぐくむ」と整理しており、具体的な取組については実施計画等で検討してまいります。 ・感染症や大規模災害等の緊急時における学びの保障とともに、平常時の学習や不登校児童生徒への支援においても、ICTを活用したオンライン教育の有効性は認識しておりますので、実施に向けた検討を進めてまいります。
98	5	取組9	【実現に向けた方向性】の1つ目の「多様な子どもたちの学びを支える学習環境の充実と魅力や特色ある学校づくりに向けた取組を推進します。」について、多様な子どもたちには多様な学びの場が必要である。また、それを理解し、受け止める大人の存在が不可欠である。 宮城県は不登校児童生徒数が年々増加し問題となっている。2017年に教育機会確保法が改正され、宮城県議会では、NPOと連携して「子どもには多様な学びの場が必要である」と話し合われている。宮城県の不登校対応マニュアルも3月に改正され、学校復帰ではなく、子ども一人一人が社会に出ていくためのサポートをしていくとされており、そのためには「多様な学びの場・かかわる大人」と連携した対応が必要であるが、教育機関だけの対応は非常に厳しいと思われることから、次のように修正してはどうか。 「魅力や特色ある学校づくりとともに、子ども一人一人に適した学びの場をつくるための取り組みを推進します。」	多様な子どもたちへの多様な学びの場が必要であることから、「多様な子どもたちの学びを支える学習環境の充実」の部分はその趣旨も含めた記載と考えております。また、不登校児童生徒への支援についても、教育機関だけではなく、様々な関係機関との連携が重要であると考えていることから、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組9【実現に向けた方向性】 「…不登校児童生徒一人ひとりの状況や本人の希望を踏まえ、様々な関係機関等との連携を図りながら、社会や人とのつながりを大事にした効果的な支援を行います。」
99	5	取組9	【実現に向けた方向性】の3つ目の「いじめ対策・不登校支援」について、NPO（フリースクールやフリースペース）との連携が必要であり、学校だけでは対応ができていないのが現状であるため、「NPOとの連携」を入れてもらいたい。また、教育機会確保法の法改正の趣旨と逆行した「行きたくなる学校づくり」の記載は改めた方がよい。学校復帰ではなく、不登校で苦しむ子どもやその保護者への理解を深めた支援を考えてもらいたい。	「行きたくなる学校づくり」につきましては、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立つ、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりに相当する記載であり、教育機会確保法の基本理念の趣旨に沿うものですが、御意見を踏まえ、より分かりやすい表現に改めるとともに、不登校支援については様々な関係機関との連携が重要であることから、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組9【実現に向けた方向性】 「…効果的な取組を推進するとともに、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりに取り組むほか、不登校児童生徒一人ひとりの状況や本人の希望を踏まえ、様々な関係機関等との連携を図りながら、社会や人とのつながりを大事にした効果的な支援を行います。」 なお、NPOとの連携・協働については「県政運営の理念」の中で「これまで以上に、県民、企業、NPO、大学・研究機関、行政など、多様な主体と参画、連携・協働しながら、」と記載のとおり、取組を進めてまいります。
100	5	取組9	【実現に向けた方向性】の4つ目の「教員が、児童生徒と向き合う時間を確保し、様々な教育活動に力を十分発揮できるよう、学校現場の業務改善に取り組むほか、大学等と連携・協力し、教員の養成・採用・研修を通じた資質能力の向上に取り組めます。」について、現状、教員はとてどもタイトな勤務体制を強いられており、これ以上教員に求めるのは酷である。地域やNPOと連携していく考えにシフトすべき。	地域と連携した教育につきましては、取組7【実現に向けた方向性】の「家庭・地域・学校による連携・協働について、仕組みづくりも含めてより一層推進し、」により、地域人材の活用も含めて取り組んでまいります。 また、スクールカウンセラー等の専門職やスクールサポートスタッフ等の業務補助に係る外部人材を活用していく方針を実施計画に盛り込み、取組を進めてまいります。
101	5 ほか	取組9 ほか	確固たる公共サービスを守り、セキュリティーネットの充実で「再分配」を促進することが必要。福祉、医療、教育などの分野、震災復興における被災者の生活再建支援でも、国の制度の網の目から漏れ落ちる人々を県独自の制度で救済する仕組みを作る。その場合、申請主義に陥ることなく、「災害ケースマネジメント」の先進事例に学び、行政の縦割りの制約を超えて、社会的弱者にアウトリーチする仕組みを築くことを重視する。教員の加重負担を解消し、少人数教育を実現することは、貧困化から子どもたちを守る鍵となる。	社会的弱者へのアウトリーチや、少人数学級や少人数指導、教科担任制の推進といったきめ細かな指導の充実につきましては、実施計画等で検討を進めてまいります。
102	5	取組6～ 取組9	【実現に向けた方向性】の全般について、一般的に言われている普遍的な内容が書かれていて、宮城県としての独自の方向性が見えない。合計特殊出生率や教育水準が全国平均以下である状況である中、普遍的な目標では平均的な改善率しか見込めず、全国的に低い水準を維持するのみである。宮城県ならではの特性を活かした独自の方向性を掲げ、効果的に水準を回復した方がよいのではないかと。	御指摘いただいております子ども・子育てや教育分野をはじめとした県政の諸課題の解決のためには、これまでの取組を検証した上で、基盤となる取組を着実に推進していくことが重要と考えております。本計画において新たに「子ども・子育て、教育分野」を柱立てした上で、実施計画等で個別具体的な取組を掲げ、全庁一丸となって推進してまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
103	5	取組10	移住相談の最近の傾向で、30歳から40歳代がこれまでに多く、宮城県は子育てしやすい自然環境と1人の占有面積が広いことが魅力という。移住では仕事探しは必須。今後コロナ禍が落ち着くことを見据えて、移住者を迎え入れたい。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組10【現状・課題】 「新型コロナウイルス感染症の影響により、大学や企業などでオンライン授業やリモートワークの活用が進み、首都圏から地方への関心が高まる中、人々の働き方や意識の変化を捉えた地域活性化の取組が求められます。」
104	5 ほか	取組10 ほか	少子化、高齢化の進行は地域コミュニティの維持を著しく困難にしている。戦後復興の過程で、農村地域で生活改良普及員が大きな役割を發揮したことを想起し、人間の暮らしと生業についての専門的知識を備え、ファシリテータの能力を持った「コミュニティ支援員」を育て配置する制度を実現することが必要。保健師、民生委員・児童委員、包括支援センター、社会福祉協議会、自治会・町内会がコミュニティの現場で連携できるように、情報共有と相互連携の実現に県はリーダーシップを發揮すべき。「コミュニティ支援員」制度はその要になりうると思う。	少子高齢化が進展する中、持続可能な未来づくりを実現していくために、政策推進に向けた横断的な視点として「地域づくり」を掲げております。なお、地域コミュニティの活性化につきましては、取組10に位置づけ、取組を推進してまいります。
105	5	取組12	【目指す宮城の姿】の1つ目「県民一人ひとりが、地域や職場等で心身の健康づくりに無理なく取り組める環境が整うことで、望ましい生活習慣を身に付け、より長く元気に活躍しています。」について、例えば、朝のラジオ体操やウォーキングイベント等を行い、参加者には地域ごとの独自のポイントを付与し、一番町の商店街等地域のお店で使えるようにするのはいかがでしょうか。2019年の骨太の方針にも、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を図るとある。具体的にこうした視点を記載してはどうか。	新・宮城の将来ビジョンには基本的な指針として理念等を示し、具体的な事業や取組につきましては、別途策定する実施計画やみやぎ21健康プラン（県の健康増進計画）等個別計画に掲げ、これら計画に基づいて実施することとしております。これらの内容については、今後、国の方針等を踏まえた上で検討を進めてまいります。
106	5	取組12	今後次々とおそいかかると予想されている世界的感染症流行への対策について、今まさに新型コロナウイルス感染症の対応から学ばねばならない。地域公衆衛生や2次医療圏に関する従来の県の施策が大きく問われている。保健所は人口10万人に1ヶ所（従来の基準）、公立病院も増やし、県民が県内どこにでも住み続けられる環境整備を計画化すべき。	取組12におきまして、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた対策を掲げており、今後具体的な取組を推進してまいります。なお、今後の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染症患者の相談、診療、検査、入院、治療等について、地域における医療機関間の役割分担等を検討しつつ、各医療機関において院内感染を防止しながら患者を受け入れる体制整備に努めてまいります。
107	5	取組12, 14	仙台市とそれ以外の市町村で、医療的ケアの支援体制や福祉施設などの格差を感じる。短期入所の利用をできる場所は市内に多く、仙台のこども病院まで行っている。医療的ケア児者や重症児者もそれぞれの地域で安心して暮らせる宮城になってほしい。	短期入所事業所の拡充も含め、身近な地域で支援を受けることができる体制の整備につきましては、取組13に位置づけ推進してまいります。
108	5 ほか	取組12 ほか	保健・衛生の分野では、東日本大震災での在宅被災者問題の深刻化や新型コロナウイルス感染症への対応での混乱を反省し、とりわけ保健所機能の再建・再構築が必要。保健所や医療機関の整理統合の流れを直ちに転換し、公衆衛生や地域医療をコーディネートする保健所本来の役割を發揮できるようにする。	今後、具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。
109	5	取組14	高齢者の運転による事故は後を絶たず、地域においてこそ公共交通の維持が重要である。民間活力の導入等の記載はあるが、採算面からの実現性など疑問が残る。人件費の少ない自動運転バスの導入検討など、もう一歩踏み込んだ記載を求める。	交通事業者の乗務員不足が慢性化しており、自動運転バスは解決策の一つとして考えられますが、一般的な実用化には時間を要するとみられることから、民間活力の導入等の取組と並行し、先進技術の活用について研究してまいります。
110	5 ほか	取組14 ほか	地域経済の分野では、地域の中小企業とそのサポーターインダストリーの連携を橋渡しし、地域内再投資と地域内経済循環の仕組みを作ることが必要。小規模小売業と伝統的な地域商店街を維持し守ることは、地域経済だけでなく、地域コミュニティと暮らしを支える上でも大切であり、公共性がある。	今後、具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。なお、商店街の活性化につきましては、取組14に位置づけ、取組を推進してまいります。
111	5	政策推進の基本方向4	「（7）自然と人間が共存共栄する社会をつくる」の記載を次のように修正してはどうか。 「多様性を維持して自然と人間が共生する社会をつくる」	自然との共生が豊かな暮らしにつながるという視点に加え、環境負荷の少ない社会づくりに向けて「共栄」の視点も盛り込んでおり、「共存共栄」と表現しておりますので御理解願います。
112	5	政策推進の基本方向4	「（7）自然と人間が共存共栄する社会をつくる」について、人と自然との共存共栄は不可能だと思う。自然を敬い少しでも自然に優しくなれるくらいがいいかと思う。	自然との共生が豊かな暮らしにつながることを理解し、自然環境の保全や環境負荷の少ない社会づくりを推進することで、より良い地域環境の創造に努め、次世代に伝えていく社会を創っていくことを、共存共栄につながるものと考えておりますので御理解願います。
113	5	政策推進の基本方向4	基本方向4「強靱で自然と調和した県土づくり」について、強靱な県土は絶対に築けないと思う。地球レベルで自然現象の方が巨大化、強靱化している。	御意見のとおり、気候変動等の影響により、近年、災害は大規模化・多様化しております。そのため、基本方向4「強靱で自然と調和した県土づくり」におきましては、「環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立」や「大規模化・多様化する災害への対策の強化」などの取組を掲げております。今後、これら取組を推進していくことにより、より強靱な県土づくりを目指してまいります。
114	5	取組15	脱炭素社会の形成、実現を目指すといった記載があるが、内容的には再生可能エネルギー・クリーンエネルギーの導入促進といった記載にとどまっている。宮城県は「2050年ゼロカーボンシティ」の表明もしているため、再生可能エネルギー・クリーンエネルギー100%を目指すといった記載にしてほしい。	本計画では「脱炭素社会の実現に向けた取組を推進」としており、脱炭素社会の実現は、更なる省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備などによって実現されるものと考えております。
115	5	取組15	3R活動について、7月からスタートしたレジ袋有料化に伴い、環境省などで「レジ袋を辞退する」ということを推進している。「断る(Refuse)」も今後推進していく必要があるので盛り込んでほしい。	御意見のとおりリフューズにつきましても廃棄物を減らす重要な行動ですので、個別計画で盛り込んでいくこととしております。
116	5	取組15	【実現に向けた方向性】の1つ目の「気候変動への対応」について、温室効果ガスを抑制する「緩和」と気候変動の影響への備えにより被害を少なくする「適応」の2つの両輪の対策が重要であることから、このことを盛り込んでほしい。	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 ・取組15【実現に向けた方向性】 「…温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応など、環境に関する課題解決の重要性について…」
117	5	取組15	端的に必要なことが表現されてよいと思うのですが、県民一人ひとりにもっと狙いが伝わるよう、柔らかな表現や希望を感じられるような表現に修正してはどうか。「配慮」は気を遣うイメージ。これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動から、新しいライフスタイル・新しい社会の枠組みを創造するため、県民一人ひとりにもできることがあるという前向きな表現にしてほしい。	御意見のとおり、取組15では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動から持続可能な地域社会の形成に向け、環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立を目指していくものです。環境に関する課題解決に向けた重要性につきましては、県民の皆様により理解を深めていただき、身近な取組につなげていただけるよう各種施策を進めてまいります。

番号	章	項目	御意見・御提言の内容（要旨） ※ページ等は中間案のものとなります。	宮城県の考え方
118	5 ほか	取組15 ほか	環境・エネルギー分野では、脱原発・脱化石燃料を明確にし、再生可能エネルギーの大幅な拡大による小規模・分散型エネルギーシステムを実現するとともに、生態系・生物多様性の維持を保證する循環型社会を築くことが必要。	取組15におきまして、再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用促進を掲げているほか、取組16におきまして、生態系の保全を掲げており、今後、具体的な取組を推進してまいります。
119	5	取組16	取組16「豊かな自然と共生・調和する社会の構築」について、「自然の回復と豊かさを維持しながら共生・調和する社会の構築」という記述に修正してはどうか。	取組16に記載された「目指す宮城の姿」からの御意見と推察されます。御意見を踏まえて、自然回復と豊かさを維持する取組を推進してまいります。
120	5	取組16	【目指す宮城の姿】の1つ目に「自然環境が保全・再生され」とあるが、独立した自然環境だけでなく、自然環境の連続性も保全・再生されなくてはならない。	第5次環境基本計画（環境省）には「河川の連続性の回復、氾濫原や湿地の再生、河川と流域の水路・池・沼・水田などの水域の連続性の確保」など「河川を基軸とした流域での生態系ネットワークを構築する」ための取組が記述されており、本県の生物多様性地域戦略でも「水域の連続性の確保」として、河川改修事業や農業農村整備事業などの水辺の改変に関わる事業を行う際には、生きものの移動に配慮することにしております。御意見を踏まえまして、上記の事業を行う場合の配慮につきまして、なお一層留意させていただきます。
121	5	取組16	2018年4月第5次環境基本計画にある「生態系ネットワークの構築」の項目追加を検討してもらいたい。	本県の生物多様性地域戦略で「生態系ネットワークの形成」として、野生生物の生息・生育環境として重要な森林や河川、湿地、海岸などの自然環境を、野生生物の生態（移動や繁殖、避難など）に配慮してまとまりのある形で保全すること、生態系ネットワークの形成に際しては、森林や農地を対象とする計画や事業において、生物多様性保全の取組が適切な形で実行されるよう、県の関連部局間の連携を図ることとしております。御意見を踏まえまして、上記の事業を行う場合の配慮・連携につきまして、なお一層留意させていただきます。
122	5	取組17	「気候変動」に対する具体的施策の記載が少なすぎると感じた。豪雨災害に対しては、行政単位ではなく、流域単位でまちづくりをしていく必要がある。山の尾根や流域は県をまたぐことがあるし、市町村単位だけで水害対策はできない。県を超える水害対策への積極的関与や、市町村連携のリーダーシップの役割を県が果たし、水害対策をしてもらいたい。危険予測だけでなく、防災対策に取り組んでいく姿勢を盛り込んでほしい。	豪雨災害の頻発化・激甚化への対応といたしまして、治水対策の更なる強化が必要であることから、令和2年9月に「宮城県としての治水対策の在り方・課題解決のための対応方針（案）」を取りまとめました。対応方針（案）の一つといたしまして、都市計画や農政など、様々な主体の取組を活用しながら、流域全体で防災・減災に取り組んでいくことを掲げております。今後、国、県、市町村で組織する流域単位の協議会の中で、具体策を検討し、推進してまいります。
123	5	取組17	東日本大震災の記憶を伝承し防災対策を進めるために、学校での防災教育の充実はもちろんだが、市民センターやNPOを活用した地域の人々への気候変動適応策、防災教育の普及啓発を図ることも盛り込んでほしい。	市民センターやNPOと連携し、地域の人々への気候変動適応策や防災教育の普及啓発を図るべきとの御意見をいただきました。気候変動適応策は取組15、防災教育の普及は取組17に位置づけ、それぞれ推進してまいります。
124	5	全般	SDGs時代の課題解決の手法は、分野横断的なリソースを総動員した、より包括的で多様なマルチステークホルダーによる参加と協働である。よってP36から56の全ての取り組みにSDGsの17番パートナーシップを追加すべき。	御意見のとおり、ゴール17は全ての取組に関係するものと考えております。各取組のページにはアイコンを掲載しておりませんが、図18や参考資料の「新・宮城の将来ビジョン」とSDGsの関係には全ての取組にゴール17が関係することを示しております。
125	全般	全般	行政システムの改革では、「高齢者」「生活困窮者」「母子家庭」などのカテゴリー別に施策対象を一括し、カテゴリー集団に対して施策を打つ旧来の在り方を打破し、個人の個別の事情に対応したきめ細かな支援が可能なシステムを築くことが必要。多様化する個々の事情に対応するには、一次生活圏レベルで、縦割りを廃した地域別総合行政の実現が不可欠である。県が指針を示して基礎自治体にその実現を励行するための支援制度を創設する。	今後、具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。
126	参考資料	SDGsとの関係	ゴール5に関する取組として5つが示されているが、いずれもゴール5に合致する取組ではない。ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」は、ジェンダーによる不平等を是正するための取組、及び、女性や女児の能力強化（エンパワーメント）の取組である。示された取組にはゴール5も含むとは理解するが、これらの主な目的はゴール8又は11であり、また通常はゴール8又は11に含まれる取組である。つまり、ゴール5が主な目的の取組がこの表には含まれていない。「ジェンダー平等」を実現することを目的とした取組を入れてもらいたい。	ゴール5の達成に資する取組については、169のターゲットの内容を踏まえて整理しております。例えば、育児等の負担軽減については取組6に、女性の社会参画については主に取組10に盛り込んでおり、今後、実施計画等で具体化を進めてまいります。